

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金制度

高等学校卒業資格を持たないひとり親家庭の親またはその 20 歳未満の子どもが、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指して対策講座を受講する場合、受講費用の一部を助成します。

●対象者：ひとり親家庭の親またはその 20 歳未満の子どもで、次の全ての条件を満たす方

- ☐ 姫路市内に住所がある
- ☐ 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている
- ☐ 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要だと認められる
- ☐ 過去に支給対象者として、この給付金を受給していない
- ☐ 高等学校に在籍して、高等学校等就学支援金を受給していない
- ☐ 大学入学資格を取得していない

●対象講座

高卒認定試験の合格を目指す民間事業者などが実施する対策講座

●支給内容（受講費用が 1 万円以下の場合は支給対象外、受講形態により上限額が異なります）

区分	支給額
①受講開始時給付金	受講費用の 4 割（通信制の場合は上限 10 万円、通学（通信制併用含む。）の場合は上限 20 万円） ※支給額が 4 千円を超えない場合は支給されません。 ※申請時点で支払い済の受講費用のみ対象です。
②受講修了時給付金	受講費用の 5 割から①を差し引いた金額（①と併せて通信制の場合は上限 12.5 万円、通学（通信制併用含む。）の場合は上限 25 万円）
③合格時給付金	受講費用の 1 割（①と②と併せて通信制の場合は上限 15 万円、通学（通信制併用含む。）の場合は上限 30 万円） ※受講修了から 2 年以内に全科目合格した場合のみ対象です。

●申請時に必要なもの（次のものすべて）

- ☐ 申込予定の対策講座の資料、パンフレットなど（業者名、期間、講座の金額等わかるもの）
- ☐ 高等学校での取得単位がわかるもの
（必要な単位の確認のため。証明がでない場合は、本人が学校に口頭で確認してもよい）
- ☐ 運転免許証等本人確認書類

※必ず受講開始前にこども支援課窓口でご相談ください。

●手続きの流れ

事前相談・自立支援プログラム策定

こども支援課で事前相談を受けてください。

指定申請

必要書類を揃えて対象講座指定申請してください。
※受講開始前に申請してください。

講座指定

申請書類を審査し、「対象講座指定決定（不決定）通知書」を送付します。
（決定の場合は支給申請に必要な書類の案内も同封します）

講座申込
受講開始

支給申請
（受講開始時給付金）

受講開始後 30 日以内に必要書類を揃えて支給申請してください。

・支給決定
・給付金支給

申請書類を審査し、「給付金支給（不支給）決定通知書」を送付します。
給付金を届出口座へ振り込みます。

受講修了

支給申請
（受講修了時給付金）

受講修了後 30 日以内に必要書類を揃えて支給申請してください。

・支給決定
・給付金支給

申請書類を審査し、「給付金支給（不支給）決定通知書」を送付します。
（合格時給付金支給申請に必要な書類の案内も同封します）
給付金を届出口座へ振り込みます。

高卒認定試験合格

支給申請
（合格時給付金）

合格后 40 日以内に必要書類を揃えて支給申請してください。
※受講修了日から 2 年以内に試験の全科目合格した場合に限ります。

・支給決定
・給付金支給

申請書類を審査し、「支給（不支給）決定通知書」を送付します。
（アンケートを同封しますので、期限内の提出にご協力ください）
給付金を届出口座へ振り込みます。

【お問い合わせ先】

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市役所
こども支援課 ひとり親支援担当
TEL 079-221-2132